

令和 8 年 8 月 1 3 日

桑折町議会議員 原 賢 志 様

桑折町議会議員

1 番 川村 滋道



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第 6 1 条第 2 項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 義務教育学校 関連について	(1) 8 月に「基本構想等検討委員会」が提言を出すと 伺う。提言に関わる進捗状況及び具体的検討計画とその 結果を伺う (2) 続いて「義務教育学校開校準備委員会」が設置さ れるが住民が最も関心のある設置場所と通学手段及び 通学距離等の具体的検討計画とその概要について伺う。	教育長
2. 桑折町の教育 行政に関連して	(1) 2025 年の通常国会で教員の働き方改革として 「給特法等改正」が決まり本年 4 月から施行された。具 体的には、①教育委員会に働き方改革の計画策定②実施 状況の公表を義務付けること、③「主務教諭」の新設、 ④教職調整額を段階的に 10%へ引き上げることなどが 盛り込まれている。これらについてどのように対応され ているのか伺う。 (2) 福島市では 2024 年 3 月から自衛隊の要請に応 じ 18 歳の市民の名簿提出をおこなっていた事が明ら かになった。本町では同様の名簿提出を行っているの か、行っていたとしたらいつから行っていたのか伺う。	教育長
3. 本町の降ひよ う被害に関連して	(1) 6 月議会で降ひょう被害の概要が示された。そ の後出荷段階で状況の変化があったと思うが現時点の 桃出荷状況をどのように把握されているのか伺う。 (2) 収入保険や果樹保険の支払いは確定申告後の来 年 4 月以降の支払いとなる。本年收入のない農家への みなし融資は NOSAI への申請となるが、公的な県の融 資制度もある。融資を受けるために町で発行する「農 業被害証明書」が必要だがどのくらい発行されたのか 伺う。 (3) 「農業被害証明書」の発行には「県の降ひょう災 害資金」の申し込みが前提となるが、本町の申請数は	町長

	如何か伺う。 (4) この申請締め切りは来年の3月5日までだ。申請数の関係では、今桃出荷が最盛期なので農家も余裕がない状況で申請どころではない。落ち着いた秋にでも被害地区で被害者を対象とした説明会を開催し制度の概要を説明し申請の補助をして頂きたいが如何か伺う。 (5) 被害にあった地区では来年の為に収穫が無くても懸命に手入れを行っている。6月議会で町長は伊達果やJ Aと相談しながら被害にあわれた方々に対応策を検討するとの事だったがどのような対策を行ったのか伺う。	
4. 本町の運転免許返納者対応に関連して	(1) 桑折町における運転免許証自主返納者数について直近5年間(令和3年度から令和7年度まで)の年度別の人数、男女別の内訳、年代別の内訳を伺う (2) その方々は全員「運転経歴証明書」を発行され保持されているのか男女別の内訳を伺う (3) 運転免許証自主返納者を対象とした「高齢者運転免許証自主返納支援事業」について、直近5年間の年度別の申請者数及び12,000円分のタクシー利用券の交付者数を伺う。 (4) 今後伊達市を参考にオンデマンドタクシー導入の考えはないのか伺う。	町長
5. 本町の文化財保存会に関連して	(1) 本町の文化財保存会の活動について認識を伺う (2) 文化財保存会の活動援助にこれまで以上の支援を考えているのか伺う (3) 今後歴史観光交流センター(仮称)開設に伴い文化財保存会が培ってきた資料や書籍をどのように活用されるのか方策を伺う	町長